

その容量から無料手回り品として車内に持込みを禁止しているものでも、つぎの物品については、手回り品持込料を支払って、車内に持ち込むことができる。

ア 自動車線の特珠事情により持込みを許容しているもの。

自動車線においては手小荷物の取扱をする駅はきわめて少なく、その大部分が旅客のみの取扱をする駅である。それゆえこれらの駅から乗降する旅客は、手荷物を託送するには遠隔駅まで行かなければならず非常に不便であるので、同一自動車線内に発着する旅客の携帯品で、手荷物として託送できる範囲内のもは、有料手回り品としてその持込みを許容している。しかしバスは旅客の輸送が主眼であるから、乗務員が運輸上支障がないと認めた場合に限り取り扱う。その制限はつぎのとおりである。

(ウ) 1個の大きさの範囲 ① 長さ2m(運動用具・つり道具および天幕生活用品を除く) ② 容積0.5立方m ③ 重量30kg以内のもの。

(イ) 性質の制限

危険品、だん炉およびこん炉(乗車中使用しないとき除く)、死体、動物、不潔または臭気等のため他の旅客に迷惑をかけるおそれあるもの。

イ 荷造の関係 旅客と同時運送をとくに必要とする等、荷物の性格上からとくに認めているもの。

巡回医療班が携行するレントゲン機械、巡回映画班が携行する映写機械、競輪用自転車その他国鉄がとくに必要と認めるもの。

ウ 手回り品持込料

① 自動車線内に発着するもの 1個について20円

② 自動車線と鉄道(航路を含む)にまたがるもの 1個について60円。(井上栄一)

じどうしゃリょかくうんちんりょうきん 自動車旅客運賃料(民営の)

わが国の旅客自動車運送事業の業種は、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業および特定旅客自動車運送事業があるが、業種別にその運賃料金の体形が異なっており、これらの運賃料金の設定については、運輸大臣の認可を要することとなっている。

1 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金

大別して1人1km当りの賃率を基礎とした対キロ制と、均一制との2種である。対キロ制の場合は、賃率地帯をおおむね2kmまたは3km程度に仕切っているの、正確に言えば対キロ区間制というべきものと思われる。すなわち2kmまたは3kmに賃率地帯を設けて、運行系統ごとに三角運賃表が構成されている。現在バス事業者の数は340ほどあるが、これらの事業者に対し3等級の基準賃率を認容している。A級は1人1km当り賃率3円30銭で、北海道とか和歌山県とか孤島・山間・奥地の事業者が主で、約50業者、B級は3円で250事業者、C級は2円60銭で残りの40事業者で、おもに大都市等の経営条件の良好なところとなっている。これが普通運賃を決定する基本賃率であって、各賃率地帯のキロ程にこれに乗じは数処理をしたものが普通運賃となるのが原則である。

は数処理の方法は、運賃計算上のキロ程の1km未満の数は1kmに切り上げる。金額の単位は5円、10円のラウンドナンバーとし、5円を中心として2捨3入制をとることとなっている。たとえば3円の賃率を認められた事業者の5.2kmの区間の運賃は、(5.2km)6.0km×3円=18円(は数処理)=20円となり、8.9kmの運賃は、(8.9km)9km×3円=27円(は数処理)=

25円となる。

均一制運賃の決定は、当該区域内の運行系統内の1人平均乗車キロと、基準賃率との相乗積を勘案して決定される。

1人平均乗車キロは、運輸輸入÷総乗客数÷キロ当り平均賃率、の方法によって算出される。

なお6大都市では初乗り(1乗車当り最初の1区間)15円制の特珠区間制をとっている。

定期券については、学生定期券は1箇月、3箇月の通用期間とし、割引率はおのおの3割引、4割引以上で実施されている。一般の通勤定期券運賃は強制されてはいないが、2割引、3割引程度までの実施を希望されている。この定期券の発行は発行手数を考慮して、何月分として月末で区切って発売することが認められている。

小児運賃は大人運賃の半額とし、定期券も同様であるが、最低運賃の10円の場合は、小児運賃は5円でも10円でもよいことになっている。回数券も一応設定することになっており、最小限11枚で10枚分運賃となっている。ただし路線の実情によっては、普通定期券を設けて回数券を設けなくともさしつかえない。

身体障害者福祉法、児童福祉法の適用を受けている者で、所定の割引証を提出した場合は、5割引で乗車せしめる制度を設けている。

最低運賃は割引の有無にかかわらず、つぎのとおりとなっている。

(1) 普通運賃 5円または10円

(2) 学生定期乗車券運賃 1箇月……400円まで
3箇月……1,000円まで

(3) 小児学生定期乗車券運賃 2号の半額

以上は一般原則であるが、このほか東京都内のはとバス式の定期遊覧バスについては、1車1人当り賃率3円50銭とは若干高率の賃率が適用され、富士登山バスとか、蔵王とか乗鞍岳のような登山バスについては、1人1km当り7円から16円までの特殊高率運賃が設定されている。

なお割増運賃として通常の山間割増は3割以内、雪国地割増は北海道3割5分まで、青森県、羽越、北陸地区1割5分、その他1割の割増が年間を通じて加算されている。

料金制度は現在手小荷物料金、急行料金等が認められ、前者はおおむね重量20kg、容積0.66m³未満のもので、普通運賃の半額以内となっており、急行料金は30km、50km、それ以上の単位で1km当り1円程度の率となっている。

2 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃料金

現行運賃はキロ制および貸切制の二本建となっており、キロ制運賃は1車1km当り賃率(29人乗以下を標準として120円)と、所定の走行キロを乗じた額が運賃となるものである。貸切制運賃は、時間貸運賃および1日貸運賃の2種で、1日貸運賃では1日8時間が基礎となっている。

現行貸切最高旅客運賃はつぎのとおりである。

区分	座席定員別 運賃種別	29人以下		
		29人以下	30~39人 (0.05増)	40人以上 (0.1増)
貸切制	1時間貸運賃	1,200円	1,260円	1,320円
	1日(8時間)貸運賃	8,800円	9,240円	9,680円
キロ制	1車1キロ当り運賃	120円	126円	132円
	料 金 (1時間単位)	550円	550円	550円
学 生 団 体 割 引		2割引	2割引	2割引